

## 公的研究費に関する不正防止計画

平成 27 年 4 月 1 日

### 1. 責任体系の明確化

項目	不正を発生させる要因	不正防止計画及び取組み状況
財団内の責任体系の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究者個人に配分される研究費の管理に関する責任体制が不明確</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 研究所における「公的研究費の運営・管理規則」を改定し、常務理事を最高管理責任者とする責任体制を明確化した。</li> <li>② 財団内の責任体系、不正防止に関する基本方針をホームページ上で、財団内外へ公表し、周知徹底を図っている。</li> </ol>

### 2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

項目	不正を発生させる要因	不正防止計画及び取組み状況
ルールの明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用ルールの理解不足</li> <li>事務担当者と研究職員間の運用解釈の違い</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 「公的研究費取扱規則」を改定し、ホームページ上で、財団内外に公表し、ルールの徹底を図っている。</li> <li>② 毎年4月に、新しく採用した研究職員（任期4年）に、公的研究費の使用ルールの説明を実施している。</li> </ol>
意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的研究費が国民の税金で賄われているという意識が希薄</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 公的研究費の適正な使用に係る説明会を毎年9月に開催し、関係者の意識向上を図っている。</li> <li>② 事務職員は、毎年、公的研究費に関する説明会に参加し、公的研究費配分状況、不正行為等の現状を理解し、事務処理作業に当たっている。</li> </ol>

### 3. 研究費の適正な運営・管理

項目	不正を発生させる要因	不正防止計画及び取組み状況
予算管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度末に予算執行が集中</li> </ul>	<p>経理管理担当者が、毎月の収支簿を作成し、研究職員に最新の予算執行状況を連絡し、計画的な予算執行を促している。</p>
部品購入・検収	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究者自身による直接発注および検収の実施</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 研究職員には、部品の発注・検収は原則研究支援グループが実施することを説明し、遵守している。</li> <li>② 10万円以下の物品は、立替購入可能としているが、検収は研究支援グループが確実に実施している。</li> </ol>
旅費	<ul style="list-style-type: none"> <li>出張事実の未確認</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 航空機、新幹線、宿泊については、領収書の提出を義務付けて、実費精算に努めている。</li> <li>② 学会への出張では、プログラム（開催概要）の提出も義務付けており、出張手続書は、出張報告を兼ねた書式としている。</li> </ol>

人件費・謝金	・勤務実態、業務実施事実の未確認	① 雇用契約に基づき、被雇用者には、毎日研究職員の認めを受けた勤務実績表を、毎週末に総務グループに提出することとしている。被雇用者の研究所への入退出時間は、別途把握が可能である。
--------	------------------	---

#### 4. 情報の伝達を確保する体制の確立

項目	不正を発生させる要因	不正防止計画及び取組み状況
相談窓口	・ 公的研究費の使用・処理に関する相談窓口が不明確	「公的研究費の運営・管理規則において、公的研究費の使用に関する相談窓口を明記し、説明会で周知している。
通報窓口	・ 研究所内外からの通報を受ける窓口が不明確	「公的研究費の運営・管理規則」において、公的研究費の不正使用に関する通報窓口を事務局総務グループに設置し、情報提供に応じている。通報窓口は、ホームページで公開している。

#### 5. モニタリングの在り方

項目	不正を発生させる要因	不正防止計画及び取組み状況
内部監査	・ 監査体制が不十分	① 「公的研究費の運営・管理規則」において、公的研究費の不正使用防止推進部署に、最高管理責任者直属の内部監査担当者をおくことを明記している。 ② 内部監査担当者は、年1回無作為に抽出した公的研究費についての監査を実施し、結果を最高管理責任者へ報告している。